

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。

私は、去る十二月五日の佐藤外務副大臣の就任挨拶の暴言問題について質問させていただきました。

お手元の資料四ページを御覧ください。四ページの下から自衛隊法の条文がござりますが、佐藤副大臣が本委員会の就任挨拶の決意として述べ

た、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応えるとの文言は、自衛隊法五十二条で戦闘任務に従事する自衛隊員の服務の本旨、すなわち自衛隊員がその任務に服する本来の趣旨、目的とされ、同じく五十三条で全自衛隊員に宣誓が義務付けられているものであります。

一方、憲法六十六條二項の文民条項の政府解釈では、武力組織に属する自衛隊員は武人であり、大臣になることは違憲とされています。そして、その趣旨は、過去の戦争の責任から、国政が武断政治に陥ることを防ぐためとされています。だとすれば、元自衛隊の指揮官である佐藤副大臣は、武力組織の武人の服務の宣誓をもって外交をつかさどるとの決意を述べたのであり、明確にこの文民条項の趣旨に反します。

佐藤副大臣に伺いますが、もはや外務副大臣として在籍すること自体が憲法六十六條二項の文民条項の趣旨に違反するという自覚はございませんか。佐藤副大臣は即刻辞職するべきではありませんか。

○副大臣(佐藤正久君) お答え申し上げます。

五日の委員会で私が挨拶した内容でございますけれども、これは自衛隊員の宣誓行為ということではなく、私自身が、我が国の安全とか繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、外務副大臣として国民の負託に応え、その職務を全うするという私自身の基本的姿勢、これを述べたものであります。この点について御理解をいただきたいと考えております。他方、本件挨拶につきましても、結果として誤解を招いた、しまったのであれば、大変遺憾に存じます。

いずれにいたしましても、引き続き、我が国の平和と安全、そのために外務副大臣として職責を全うしてまいりたいというふうに考えます。

○小西洋之君 佐藤副大臣が職務を行うに当たって、外務副大臣の、どのような精神で行うか、そういう問題ではなく、佐藤副大臣がおっしゃった言葉は間違いない自衛隊法の服務の本旨、また

服務の宣誓の文言であり、それは武人である自衛隊員が職務を遂行するに当たつての本来の趣旨、目的であるわけでございますから、憲法六十六條の文民条項の趣旨に反するわけでございます。即刻辞任していただきたいと思ひます。

外務大臣に伺います。一般論として、もし外務大臣がその所信表明で自衛隊法に基づく自衛隊員の服務の本旨、服務の宣誓の文言を外交をつかさどる決意として述べたのであれば、明確に憲法六十六條の文民条項の趣旨に反するのではありませんか。そうであるならば、副大臣は罷免されるべきではありませんか。

○国務大臣(河野太郎君) 国会における所信その他におきまして自分の考えを述べるときに、様々な書物等から文言を引用するということがあるんだらうと、それが自分の考えていることを端的に表すということならばそういうことはあるのではないかとふうに思っております。

○小西洋之君 非常に許されない答弁です。佐藤副大臣は自衛隊法上の服務の本旨の文言を引用しているんです。何かの書物の文言ではないわけです。

河野大臣に伺います。外務省の任務、そして所掌事務は外務省設置法によって定められております。お手元に資料がありますけれども、通告もしておりますけれども、外務省は設置法四條によって外交政策を担当します。防衛省は設置法四條によつて防衛を担当します。佐藤副大臣の引用した言葉は、まさに防衛の要、武力行使に当たつての任務のその覚悟、それを述べた文言であるわけでございますから、佐藤副大臣のその決意、外交をつかさどるといふその決意は、外務省設置法、外交を超えた防衛に当たるものであり、外務省設置法の趣旨に反する挨拶、就任挨拶の決意というふうにお考えになりませんか。

○国務大臣(河野太郎君) 佐藤副大臣の先般の御挨拶は、職務を遂行する上での基本的姿勢を全体として述べたものであつて、外務省の所掌事務等の中で具体的に述べたわけではないらうと

思ひます。そういう意味であると御理解をいただきたいと思ひます。

○小西洋之君 ちょっと止めてください。詭弁ですよ、そんなの。

○委員長(三宅伸吾君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(三宅伸吾君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(河野太郎君) 外務副大臣が外務省設置法に従つて外交政策を展開していくことは委員御指摘のとおりでございます。

佐藤副大臣の先般の御挨拶は、宣誓行為として行つたものではなく、我が国の安全と平和を維持し、国民の生命と財産を守るために、外務副大臣としてその職務を全うするという副大臣の基本的姿勢を述べたものでございまして、その点を御理解いただきたいと思ひます。

○小西洋之君 何の答弁にもなつていません。宣誓行為、国会、国民に対する職務に当たつての決意を述べているわけじゃないですか。重い宣誓そのものじゃないですか。もう全く議論にならない。

小野寺防衛大臣に伺います。戦場で戦闘行為をすることがない佐藤外務副大臣が自衛隊法の隊員の服務の本旨、服務の宣誓を外務省での任務の決意として表明することは、他のどの公務員も行つていないこの上なく重い服務を隊員に課した自衛隊法や防衛省設置法の趣旨に反し、自衛隊員を愚弄する暴挙ではありませんか。

防衛省及び自衛隊のために発言の撤回を求め、内閣として佐藤外務副大臣を即刻罷免すべきではありませんか。

○国務大臣(小野寺五典君) 先日の外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の挨拶は、河野外務大臣が御答弁において、佐藤副大臣は服務の宣誓をしたものではなく、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務めたいというの、どんな場面でも必要な場合にはこういう覚悟で事に当た

らなければいけないという趣旨を述べたものとされておられ、外務副大臣としてその職責を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものと承知をしております。

○小西洋之君 どんな場合でもこういう考えで職務に当たられるとおっしゃいましたけれども、自衛隊法で自衛隊員だけが、全公務員の中で自衛隊員だけが服務の本旨として身をもって責務の完遂に務めるといふことを、完遂を行うということを宣誓させられているわけですか。特別の宣誓なんです。そして、それはまさに防衛であり、武人である本旨そのものなんです。

それを、外交をつかさどる副大臣が決意表明として述べることは憲法の趣旨に反する。佐藤副大臣、もう一度聞きますが、即刻辞職する覚悟はございませんか、決意はございませんか。

○副大臣(佐藤正久君) お答え申し上げます。私が述べた挨拶は、服務の宣誓を行ったわけではなく、我が国の平和と安全あるいは繁栄というものを持して、国民の生命、財産を守るといふために、外務副大臣としての職務をまさに国民の負託をもつて行つ、その基本的姿勢を申し述べたものであります。結果として誤解を与えたということであれば大変遺憾に思ひます。

引き続き、外務副大臣の職務を謙虚な形で行っていきたいというふうに考えます。

○小西洋之君 副大臣に伺いますけれども、就任の外務副大臣の決意表明として、武人の服務の本旨を基本姿勢として決意することは許されないと、憲法や外務省設置法の趣旨に照らし許されないことである、違憲、違法であるとお考えになりませんか。

○副大臣(佐藤正久君) 私が挨拶で申しましたのは、自衛隊で言ういわゆる服務の宣誓を行ったわけではなく、我が国の平和とそして繁栄を守るための私の副大臣としての基本姿勢、これを述べたものでありますので、繰り返しますけれども、服務の宣誓ということを行つたわけではございませ

ん。繰り返しますけれども、結果としてそれが誤解を招いたというのであれば、それは大変遺憾に思っています。

以上です。

○委員長(三宅伸吾君) 申合せの時間が過ぎてお
りますので、小西君、質疑をおまとめください。

○小西洋之君 一言だけ。済みません。

憲法六十六条の趣旨に佐藤副大臣の決意表明が
反しないのか、外務省設置法、自衛隊法及び防衛
省設置法の趣旨に反するのではないかについて、
理事会で協議し、速やかに佐藤副大臣に委員会と
しての辞職勧告の措置を行うことを委員長に要請
させていただきます。